

新 旧 定 款 対 照 表

現 行	変 更 案
<p>第3章 会員 (会員)</p> <p>第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>新設</p>	<p>第3章 会員 (会員)</p> <p>第5条 <u>本会に次の会員を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>第4章 社員</p> <p>第13条 <u>本会に60名以上95名以内の代議員を置く。</u></p> <p>2 <u>本会は、正会員の中から選出される代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)に定める社員とする。</u></p> <p>3 <u>代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。(代議員制度に関する必要な事項は理事会において定める。)</u></p> <p>4 <u>代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。</u></p> <p>5 <u>代議員選挙において、正会員は代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。</u></p> <p>6 <u>正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。</u></p>

	<p>(1) <u>法人法第14条第2項の権利</u>（<u>定款の閲覧等</u>）</p> <p>(2) <u>法人法第32条第2項の権利</u>（<u>社員名簿の閲覧等</u>）</p> <p>(3) <u>法人法第57条第4項の権利</u>（<u>社員総会の議事録の閲覧等</u>）</p> <p>(4) <u>法人法第50条第6項の権利</u>（<u>社員の代理権証明書面等の閲覧等</u>）</p> <p>(5) <u>法人法第51条第4項の権利</u>（<u>書面による議決権の行使書面等の閲覧等</u>）</p> <p>(6) <u>法人法第129条第3項の権利</u>（<u>計算書類等の閲覧等</u>）</p> <p>(7) <u>法人法第229条第2項の権利</u>（<u>清算法人の貸借対照表等の閲覧等</u>）</p> <p>(8) <u>法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利</u>（<u>合併契約等の閲覧等</u>）</p> <p>7 <u>代議員は、総会構成要員として総会に出席し、定款で定める議決権を行使する。</u></p> <p>8 <u>代議員の選挙は、2年に1度実施することとし、代議員の任期は選任の2年後に実施される代議員選挙の終了後、次の代議員が就任する時までとする。ただし再任は妨げない。なお、代議員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。</u></p> <p><u>【当該代議員は、役員を選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人</u></p>
--	---

<p>第4章 総会</p> <p>(構成)</p> <p>第13条 本会の総会は、全ての正会員をもって構成する。</p> <p>2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。</p> <p>(権限)</p> <p>第14条 省略</p> <p>(開催)</p> <p>第15条 省略</p> <p>(招集)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。</p> <p>3 総会を招集するには、会長は、総会の日の2週間前までに、正会員に対して必要事項</p>	<p><u>法第146条)についての議決権を有しないこととする。】</u></p> <p>9 <u>代議員の員数を欠くこととなった場合は、補欠の代議員を選挙することとし、補欠の代議員の任期は、任期満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第5章 総会</p> <p>(構成)</p> <p>第14条 <u>総会は、全ての代議員をもって構成し、法人法上の社員総会とする。</u></p> <p>(権限)</p> <p>第15条 省略</p> <p>(開催)</p> <p>第16条 省略</p> <p>(招集)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 <u>総代議員の議決権の10分の1以上を有する代議員は、会長に総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。</u></p> <p>3 総会を招集するには、会長は、総会の日の2週間前までに、<u>代議員</u>に対して必要事項を記</p>
--	--

<p>を記載した書面をもって通知しなければならない。</p>	<p>載した書面をもって通知しなければならない。</p>
<p>(議長) 第 17 条 省略</p>	<p>(議長) 第 18 条 省略</p>
<p>(議決権) 第 18 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。</p>	<p>(議決権) 第 19 条 総会における議決権は、<u>代議員</u> 1 名につき 1 個とする。</p>
<p>(決議) 第 19 条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもっておこなう。</p>	<p>(決議) 第 20 条 総会の決議は、<u>総代議員</u>の過半数が出席し、出席した<u>代議員</u>の過半数をもっておこなう。</p>
<p>(書面による議決権) 第 20 条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又はその総会に出席する他の正会員を代理として議決権の行使を委任することができる。 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。</p>	<p>(書面による議決権) 第 21 条 総会に出席できない<u>代議員</u>は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は、<u>その総会に出席する他の代議員</u>を代理人として議決権の行使を委任することができる。 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その<u>代議員</u>は出席したものとみなす。</p>
<p>(議事録) 第 21 条 省略</p>	<p>(議事録) 第 22 条 省略</p>
<p>2 前項の議事録には、議長及び出席した正会</p>	<p>2 前項の議事録には、議長及び出席した<u>理事</u>の</p>

<p>員の中から総会において選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。</p> <p>附則</p> <p>省略</p> <p>新設</p>	<p>中から総会において選出された議事録署名人2名以上が署名押印する。</p> <p>附則</p> <p>省略</p> <p>4 <u>この定款の一部変更（5条、13条を新設、以下1条ずつ繰り下げる。14条、17条の2・3、19条、20条、21条、22条の2）は平成28年5月26日総会終了後から施行する。</u></p>
---	---